



茨城県報

第 83 号

令和 2 年 (2020 年) 2 月 27 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(人 事 委 員 会)	
●職員給与に関する規則の一部を改正する規則	2
●職員旅費に関する規則の一部を改正する規則	4
告 示	
●土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (廃棄物対策課)	7
●土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (廃棄物対策課)	9
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (障害福祉課)	11
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)	11
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課)	11
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課)	13
●保安林の指定の解除の予定 (林業課)	13
●漁船損害等補償法による届出の審査の結果 (6 件) (漁政課)	14
●定款変更の認可 (農村計画課)	15
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	15
●道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課)	16
●県道の路線名の変更 (道路維持課)	17
●建築士法第 4 条第 4 項第 3 号に規定する同等以上の知識等を有する者 (建築指導課)	18
●建築士法第 15 条第 2 号に規定する同等以上の知識等を有する者 (建築指導課)	20
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●選挙管理委員会第 3 回定例会の招集	22
公 告	
●保安林指定の確定通知の宛先不分明について (林業課)	22
●県営土地改良事業計画 (農村計画課)	23
●公共測量の実施 (2 件) (用地課)	23
●公共測量の終了 (用地課)	24
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	24
(病 院 局)	
●落札者等の公示	24
(教 育 委 員 会)	
●公募型プロポーザル方式に関する公告	25

訓 令
(県 議 会)

●政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令……………27

正 誤

●令和元年11月15日付け茨城県報号外第32号中……………27

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第 8 号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 公安職給料表級別職務分類表中

土浦, つくば中央	署長	副署長	刑事官 地域・交 通官								を
-----------	----	-----	-------------------	--	--	--	--	--	--	--	---

土浦	署長	副署長	刑事官 地域・交 通官								に,
つくば	署長	副署長	刑事官 地域・交 通官 分庁舎長								

「

那珂, 大宮, 太田, 高萩, 鉾田, 鹿嶋, 行方, 竜ヶ崎, 稲敷, つくば北, 下妻, 桜川, 結城, 境
--

」を「

那珂, 大宮, 太田, 高萩, 鉾田, 鹿嶋, 行方, 竜ヶ崎, 稲敷, 下妻, 桜川, 結城, 境
--

」に改める。

別表第34 4 警察本部長の項中「(4) 水戸, 土浦及びつくば中央の警察署の署長」を「(4) 水戸, 土浦及びつくばの警察署の署長」に, 「(9) 水戸, 日立, 土浦, ひたちなか, つくば中央及び取手の警察署の副署長」を「(9) 水戸, 日立, 土浦, ひたちなか, つくば及び取手の警察署の副署長」に改める。

第 2 条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第43条第 1 項第 1 号中「第 6 項」を「第 7 項」に改める。

第43条の 5 第 1 項中「あるものとする。」を「あり, かつ, 次の各号のいずれかに該当するものとする。」に改め, 同項に次の各号を加える。

- (1) 人事委員会が定める区域に所在する公署 (以下「本庁舎等」という。) に勤務する職員で, 人事委員会が定

める駅及び停留所のうちその者の住居の最寄りの駅又は停留所（以下「最寄り駅等」という。次号において同じ。）と住居との間において一般に利用しうる最短の経路の長さが 5 キロメートル以上である者

- (2) 本庁舎等に勤務する職員で、最寄り駅等と住居との間において一般に利用しうる最短の経路の長さが 5 キロメートル未満である者のうち、人事委員会の定める者
- (3) 本庁舎等に勤務する職員以外の職員

第 43 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

第 43 条の 7 条例第 12 条第 4 項に規定する駐車場で人事委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 通勤のために常例として利用しているものであること。
- (2) 交通機関から交通用具へ又は交通用具から交通機関へ乗り継ぐための駐車場で、当該交通機関の駅又は停留所等の周辺にあるものであること。
- (3) 駐車料金（条例第 12 条第 4 項に規定する駐車料金をいう。以下同じ。）が月又は年を単位として定められているものであること。

2 条例第 12 条第 4 項に規定する人事委員会規則で定める職員は、本庁舎等に勤務する職員とする。

3 条例第 12 条第 4 項に規定する 1 箇月当たりの駐車料金の額の 2 分の 1 に相当する額は、次に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 駐車料金が 1 箇月を単位として定められている場合はその額、複数の月又は年を単位として定められている場合は駐車料金を当該期間の月数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (2) 駐車場を 2 以上利用する場合にあつては、それぞれの駐車場ごとに前号の規定により計算して得た額の合計額

第 44 条第 1 項第 2 号中「運賃等の額」を「運賃等の額若しくは駐車料金」に改める。

第 44 条の 2 第 3 項中「第 12 条第 4 項」を「第 12 条第 5 項」に改める。

第 44 条の 4 中「第 12 条第 5 項」を「第 12 条第 6 項」に改める。

第 44 条の 5 中「第 12 条第 6 項」を「第 12 条第 7 項」に改める。

別表第 37 の 2 中

記入上の注意

- 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、常磐線等の別を記入すること。
- 2 「所要時間」欄には、高速自動車国道の利用者は記入を要しない。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6 箇月）、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 4 回数券、優待乗車券使用者又は有料の道路等の利用者は、「運賃等相当額」の欄は記入せず、手当額の決定権者において、片道運賃又は片道料金に割引率を乗じて得た額を基礎として求めた額を記入する（計算は、「1 箇月の運賃等の額の算出基礎」欄を使用すること。）。
- 5 「新幹線鉄道等利用区分の別」欄には、常磐道、東北新幹線等の別を記入すること。
- 6 略図を添付すること。代わりに尺度 5 万分の 1 以上の道路地図の写（通勤経路朱線）を添付しても差し支えない。
- 7 高速自動車国道利用者は、当該道路を利用しない場合の通勤経路及び利用するインターチェンジを示した尺度 5 万分の 1 以上の道路地図を添付すること。
- 8 往路と帰路で通勤の経路又は方法が異なる場合は、「その他」欄にその旨と理由を記入すること。

を

記入上の注意

- 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、常磐線等の別を記入すること。
- 2 「所要時間」欄には、高速自動車国道の利用者は記入を要しない。
- 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券（6箇月）、回数券、優待乗車券等の別を記入する。
- 4 回数券、優待乗車券使用者又は有料の道路等の利用者は、「運賃等相当額」の欄は記入せず、手当額の決定権者において、片道運賃又は片道料金に割引率を乗じて得た額を基礎として求めた額を記入する（計算は、「1箇月の運賃等の額の算出基礎」欄を使用すること。）。
- 5 「新幹線鉄道等利用区分の別」欄には、常磐道、東北新幹線等の別を記入すること。条例第12条第4項に規定する駐車料金を負担する場合、「新幹線鉄道等利用区分の別」欄に駐車場と記入し、「運賃等相当額」欄に駐車料金の額を記入すること。
- 6 略図を添付すること。代わりに尺度5万分の1以上の道路地図の写（通勤経路朱線）を添付しても差し支えない。
- 7 高速自動車国道利用者は、当該道路を利用しない場合の通勤経路及び利用するインターチェンジを示した尺度5万分の1以上の道路地図を添付すること。
- 8 往路と帰路で通勤の経路又は方法が異なる場合は、「その他」欄にその旨と理由を記入すること。

改める。

別表第37の2備考5の次に次のように加える。

- 6 条例第12条第4項に規定する要件を具備する場合、「新幹線鉄道等の名称」欄に駐車場と記入し、「特別料金等2分の1相当額」欄に1箇月当たりの駐車料金の額を、「1箇月当たりの特別料金等相当額」欄に1箇月当たりの駐車料金の額の2分の1に相当する額を、「新幹線鉄道等の認定期間」欄に駐車場の契約期間を記入すること。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は令和2年3月2日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
(通勤カードに関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の職員の給与に関する規則別表第37の2（以下「改正前の通勤カード」という。）を使用している者は、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する規則別表第37の2の規定にかかわらず、引き続き改正前の通勤カードを使用することができる。

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月27日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会規則第9号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条を第7条の2とし、第6条の次に次の1条を加える。

(口頭による旅行命令の要件等)

第 7 条 条例第 4 条第 4 項に規定する人事委員会規則で定めるものとは、条例（第 40 条の規定を除く。）の規定に基づき鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料又は食卓料のいずれも支給されない旅行（赴任を除く。）とする。

2 条例第 4 条第 5 項に規定する人事委員会規則で定めるところによる場合とは、前項に規定する旅行であつて、旅行者職氏名、用務、用務先、旅行の方法及び旅行の年月日を記録した文書（当該文書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）を含む。）を作成し、保存している場合とする。

第 11 条の次に次の 3 条を加える。

（外国旅行移転料の水路加算）

第 12 条 条例第 35 条第 1 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める場合のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積み込みに利用する港（以下この条において「利用する港」という。）が、次の表の左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合とし、同項同号に規定する人事委員会規則で定める額は、それぞれ同表右欄に掲げる割合を定額（条例第 35 条第 1 項第 3 号に規定する定額をいう。次条において同じ。）に乗じて得た額とする。

地域	港	割合
北アメリカ諸国の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	100分の30
北アメリカ諸国の西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	100分の45
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマパラ、コリント、プンタレナス及びコロソ	100分の20
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープランス及びサントドミンゴ	100分の45
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	100分の20

2 前項の場合において、利用する港が 2 以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港に対する額とする。

（外国旅行移転料の陸路加算）

第 13 条 条例第 35 条第 1 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める場合のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、同項同号に規定する人事委員会規則で定める額は、当該各号に規定する額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 定額に100分の15を乗じて得た額
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 定額に100分の20を乗じて得た額
- (3) 500キロメートル以上1,000キロメートル未満 定額に100分の25を乗じて得た額
- (4) 1,000キロメートル以上2,000キロメートル未満 定額に100分の30を乗じて得た額

(5) 2,000キロメートル以上 定額に100分の35を乗じて得た額

(外国旅行移転料を支給する場合の扶養親族居住地の特例)

第14条 条例第35条第3項に規定する人事委員会規則で定める扶養親族の居住地は、任命権者が人事委員会と協議して定める扶養親族の居住地とする。

付則第2項中「第7条第2項」を「第7条の2第2項」に改める。

別表第2中「(第7条)」を「(第7条の2)」に改める。

別表第4中

2 赴任に係る旅費請求書に添付すべき資料	
(1) 条例第22条に規定する移転料及び条例第24条に規定する扶養親族移転料	(ア) 職員の移転の場合 職員の移転を証明する資料 (イ) 職員と扶養親族の同時移転の場合 職員の移転、扶養親族であること、その年齢及びその移転を証明する資料 (ウ) 職員赴任後扶養親族の移転の場合 扶養親族であること及びその年齢並びに移転を証明する資料のほか、条例第22条第3項に該当する場合には、その期間延長の許可書

を

2 赴任に係る旅費請求書に添付すべき資料	
(1) 条例第22条又は条例第35条に規定する移転料及び条例第24条又は条例第36条の2に規定する扶養親族移転料	(ア) 職員の移転の場合 職員の移転を証明する資料 (イ) 職員と扶養親族の同時移転の場合 職員の移転、扶養親族であること、その年齢及びその移転を証明する資料 (ウ) 職員赴任後扶養親族の移転の場合 扶養親族であること及びその年齢並びに移転を証明する資料のほか、条例第22条第3項に該当する場合には、その期間延長の許可書、条例第35条第3項及び条例第36条の2第1項第2号に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料

に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



告 示

茨城県告示第168号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されており，当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 指定する区域

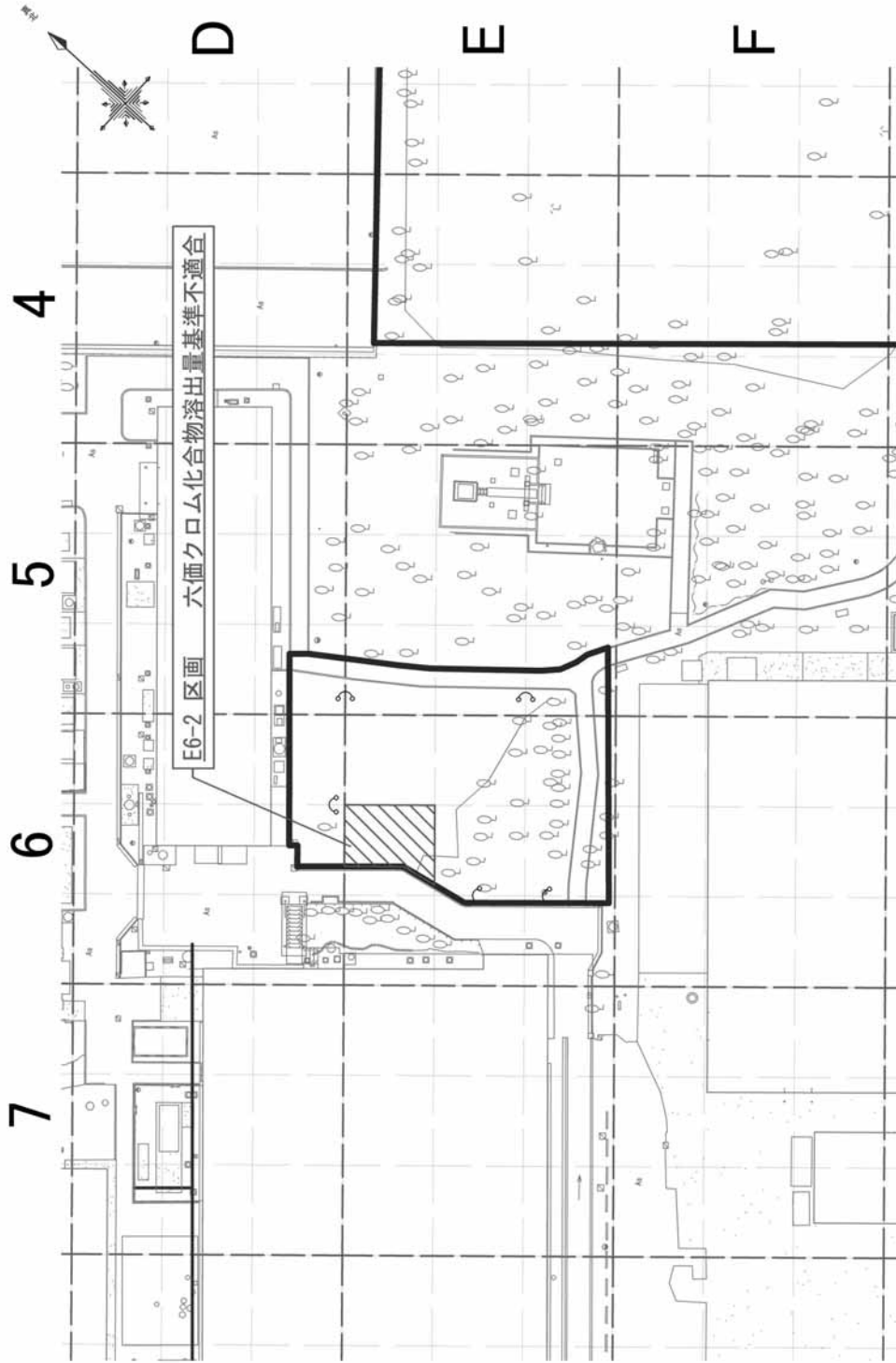
土浦市神立町字不動塚641番1の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

規則別表第6の1の項の中欄に規定する「地下水の水質の測定」



凡例

- : 調査対象範囲
- : 基準不適合区画
- : 区画統合記号

A	1	2	3	30m
	4	5	6	
	7	8	9	10m

表層土壌調査結果位置平面図

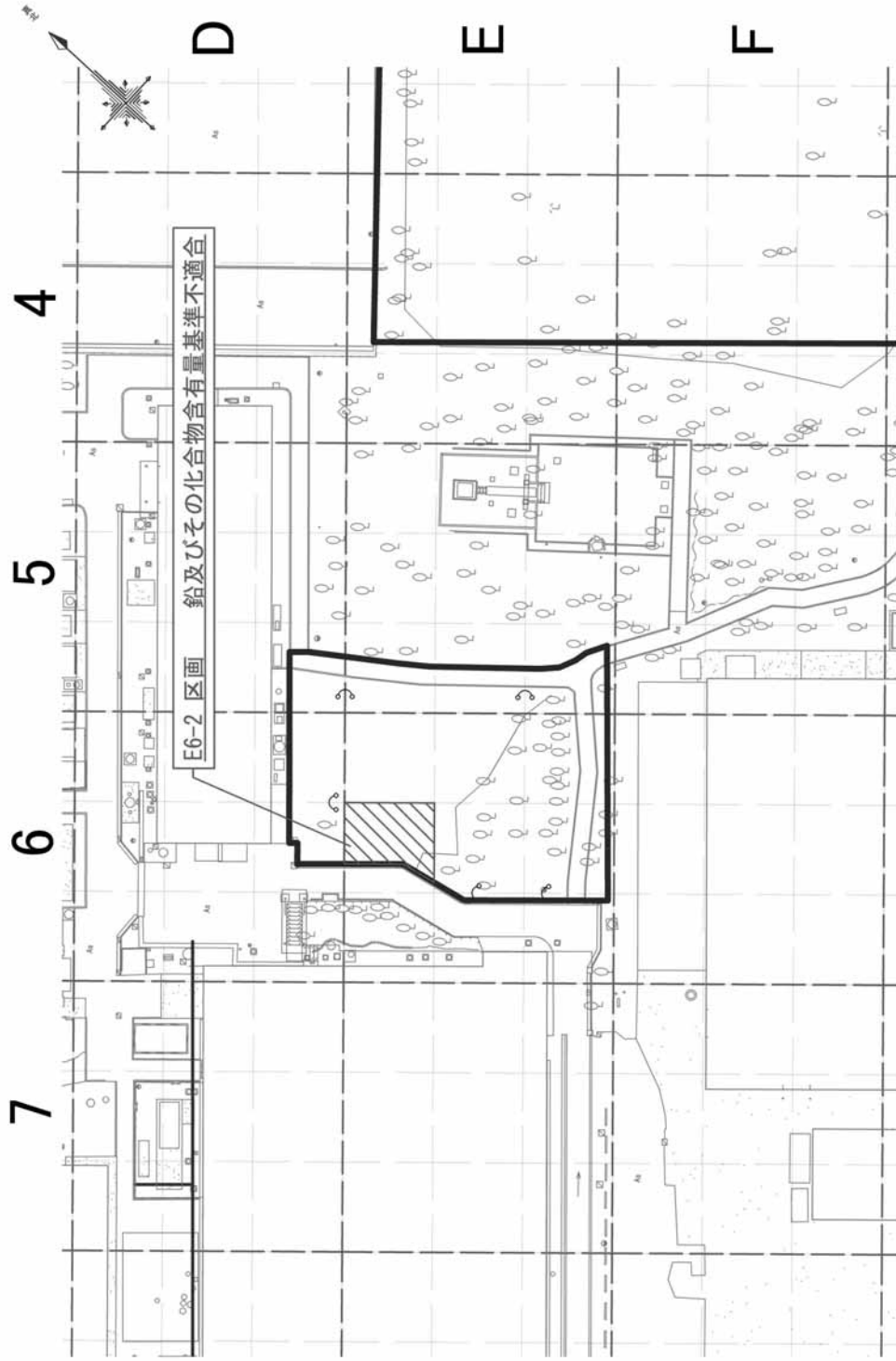
茨城県告示第169号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定する区域
土浦市神立町字不動塚641番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



凡例

- : 調査対象範囲
- ▨ : 基準不適合区画
- : 区画統合記号

1	1	2	3
A	4	5	6
	7	8	9

30m
10m

表層土壌調査結果位置平面図

茨城県告示第170号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0850100397	障害児通所支援事業所 チェリタン	茨城県水戸市元吉田町1872番地1	社会福祉法人愛正会	茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地の15	令和2年4月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第171号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0850100090	あゆみ園児童発達支援事業所	茨城県水戸市酒門町4291-4	社会福祉法人清香会	児童発達支援	平成31年3月31日

茨城県告示第172号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

i i a s (イーアス) つくば
つくば市研究学園5丁目19番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和元年10月17日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和元年10月4日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

**茨城県告示第173号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下妻

下妻市堀籠972-1 外

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和2年1月27日

## イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (3) 届出年月日

令和2年1月16日

## 2 市町村の意見

特になし

## 3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

~~~~~

茨城県告示第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

取手駅西口再開発ビル

取手市新町一丁目9番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

令和2年2月10日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
宇田川株式会社	取手市新町二丁目 1 番 31 号	宇田川 雅明
宇田川不動産株式会社	取手市新町二丁目 1 番 31 号	宇田川 雅明

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
宇田川株式会社	取手市新町二丁目 7 番 15 号	宇田川 俊明
宇田川不動産株式会社	取手市新町二丁目 7 番 15 号	宇田川 滋隆

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

令和 2 年 1 月 31 日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第175号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和 彦

別表 1 中「0.75%」を「0.85%」に改める。

別表 2 中「0.20%」を「0.10%」に改める。

付 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 2 年 2 月 20 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日以前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第176号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 解除を予定している保安林の所在場所

神栖市奥野谷字浜野6272番 2, 6272番 6, 6272番 7, 6272番 8

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

茨城県告示第177号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出を受ける漁業協同組合
北茨城市平潟町225-2 松川 浩幸 外1名	平潟	平潟漁業協同組合

茨城県告示第178号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出を受ける漁業協同組合
日立市川尻町1-26-12 根本 正明 外1名	川尻	川尻漁業協同組合

茨城県告示第179号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出を受ける漁業協同組合
日立市久慈町3-21-11 田所 寿雄 外1名	久慈	久慈町漁業協同組合

茨城県告示第180号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行

規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出を受ける漁業協同組合
日立市本宮町2-1-8 水庭 久勝 外1名	会瀬	久慈町漁業協同組合

茨城県告示第181号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出を受ける漁業協同組合
日立市久慈町3-52-7 河野 正勝 外1名	久慈	久慈浜丸小漁業協同組合

茨城県告示第182号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による次の加入区に関する届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出を受ける漁業協同組合
東茨城郡大洗町磯浜町112-2 上山 猛	大洗	大洗町漁業協同組合

茨城県告示第183号

天の川上流土地改良区から令和2年1月8日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和2年2月19日認可した。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘 要
		メートル		メートル	
つくば市寺具字南台1092番1地先から つくば市寺具字五三耕地1630番1地先まで	旧 (A)	最大 最小	30.0 12.0	330	
	新	(A)	最大 最小	30.0 12.0	330
(B)		最大 最小	50.0 12.0	450	

茨城県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘 要
		メートル		メートル	
つくば市上河原崎下河原崎入会地字前原番 外4番38地先から つくば市上郷字浅見6830番1地先まで	旧	(A)	最大 最小	19.8 5.0	3,220
		(B)	最大 最小	48.0 6.9	
つくば市中別府字西原611番1地先から つくば市上郷字浅見6830番1地先まで つくば市上河原崎下河原崎入会地字前原番 外4番38地先から つくば市上郷字浅見6830番1地先まで	新	(A)	最大 最小	15.7 6.1	1,534
		(B)	最大 最小	48.0 6.9	

茨城県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 つくば市谷田部字要害1123番地先から
つくば市谷田部字要害801番4地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月27日

茨城県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿嶋市大字佐田393番2地先から
鹿嶋市大字佐田398番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月27日

茨城県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 取手つくば線
- 2 供用開始の区間 つくば市谷田部字要害1123番地先から
つくば市谷田部字陣場1144番62地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年2月27日

茨城県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和2年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 つくば市寺具字中台1279番1地先から
つくば市磯部字原地860番3地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月7日

茨城県告示第190号

県道の路線名を次のとおり変更する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 変更の内容

路線番号	現路線名	変更後路線名
271	佐貫停車場線	龍ヶ崎市停車場線

2 変更の期日

令和 2 年 3 月 14 日

茨城県告示第191号

建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第4項第3号の規定に基づき、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 次の表の（い）欄に掲げる学校において、同表（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあっては修了）した後、それぞれの区分に応じ、同表（は）欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法による大学又は高等専門学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年

（注）（ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣

旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
		令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4年

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	令和元年国土交通省告示第749号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「40単位」とあるのは、「30単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目	2年
	2年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	3年

	1 年	令和元年国土交通省告示第750号の第1第1号又は第2号に規定する第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	4 年
--	-----	--	-----

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律(平成18年法律第114号)の施行の日(以下「平成18年改正法施行日」という。)前に平成10年茨城県告示第232号第1号から第9号まで(以下この号において「平成10年告示第1号等」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ平成10年告示第1号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成18年改正法施行日以後に平成18年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成18年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ平成10年告示第1号等に定める年数以上有することとなるもの
- 6 平成18年改正法施行日前から引き続き平成10年茨城県告示第232号第1号から第3号及び第7号(以下この号において「平成10年告示第1号等」という。)に掲げる課程に存学する者で、平成18年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ平成10年告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 7 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第4条第4項第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

茨城県告示第192号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号の規定に基づき、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

なお、平成21年2月9日茨城県告示第137号(建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者)は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 次の表の(い)欄に掲げる学校において、同表(ろ)欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表(は)欄に掲げる年数以上の建築実務(建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

(い)	(ろ)	(は)
防衛省設置法(昭和29年法律第164号)による防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0 年
学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1 年

(注) (ろ) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校、職業能力開発促進法による職

業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年
	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2年

（注）（は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表（ろ）欄に掲げる年数以上で、同表（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表（に）欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目	0年
	2年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「15単位」とする。	1年

	1 年	令和元年国土交通省告示第753号の第1第1号又は第2号に規定する科目。ただし、同告示第1第1号及び第2号中「20単位」とあるのは、「10単位」とする。	2 年
--	-----	---	-----

(注) (は) 欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に平成10年茨城県告示第232号第1号から第9号までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業した者
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

~~~~~  
(選挙管理委員会)

#### 茨城県選挙管理委員会告示第10号

令和2年第3回定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月27日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒 川 誠 司

#### 1 日 時

令和2年3月10日（火）午後1時30分

#### 2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員会室

#### 3 議 題

- (1) 令和2年第7回定例会の日程等について
- (2) 市町村選挙の結果について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

~~~~~  
公 告
~~~~~

#### ●保安林指定の確定通知の宛先不分明について

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明なので、同法189条の規定により当該通知の内容を森林の所在する常陸大宮市役所に掲示した。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

#### 1 通知の題名

保安林の指定の確定について

#### 2 通知の要旨

森林法第33条第3項の規定により、次の表に掲げる森林所有者に所有する森林を保安林に指定する旨の告示（令



和元年12月11日農林水産省告示第1573号)に係る通知。

| 宛先不分明者 | 森林所在地            |
|--------|------------------|
| 石井 せつ  | 常陸大宮市高部字牛落口1718番 |

◎**県営土地改良事業計画**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営三坂地区土地改良事業(区画整理)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

県営三坂地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年2月28日から令和2年3月27日まで

3 縦覧の場所

茨城県県西農林事務所

◎**公共測量の実施**

測量法(昭和24年法律第188号)第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

1 測量計画機関

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所

2 作業種類

公共測量(空中写真撮影, 航空レーザ測量, 数値図化)

3 作業期間

令和2年1月24日から

令和2年7月31日まで

4 作業地域

水戸市河和田地先から水戸市桜川地先まで

1 測量計画機関

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所

2 作業種類

公共測量 水準基標測量(2級水準測量)

3 作業期間

令和2年2月10日から

令和2年5月29日まで

4 作業地域

江戸川周辺(五霞町)

### ●公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 測量計画機関 日立市森山町一丁目土地区画整理組合
- 2 作業種類 土地区画整理事業における街区・画地出来形確認測量
- 3 作業終了日 令和2年2月7日
- 4 作業地域 日立市森山町一丁目土地区画整理事業地内

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和2年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字阿見字塚久保4373番5，同番7，4374番12，同番13，同番14，4375番4，4376番12
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブンイレブン・ジャパン  
代表取締役 永松 文彦

(病 院 局)

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年2月27日

茨城県立中央病院長 吉 川 裕 之

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝 文

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第2条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①茨城県立中央病院他1病院で使用する電気15,554,473キロワット時の供給 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立こころの医療センター 茨城県笠間市旭町654 ③令和2年2月5日 ④ゼロワットパワー株式会社 代表取締役 佐藤 和彦 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスKOIL ⑤221,939,508円（消費税及び地

方消費税相当額を除く) ⑥一般競争入札 ⑦令和元年12月19日 ⑧最低価格

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

1 業務内容等

(1) 事業名

通級による指導担当者養成のあり方に関する実践研究プロジェクト

(2) 業務の内容

「通級による指導担当者養成のあり方に関する実践研究プロジェクト委託仕様書」による。

2 参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

① 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

② 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

⑤ 暴力団員又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

⑥ 役員等が、暴力団員又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(4) 県税を滞納していないこと。

(5) 過去3年以内に、現職教員を対象とした発達障害教育に関するセミナー又は研修会等を開催した実績があること。

(6) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。

3 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された提案書は、担当部局内に設置された審査委員会において、下記(2)の評価項目により審査(プレゼンテーションは実施しない。)する。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務の方針及び手法	①仕様書等の理解度 ②提案内容の妥当性、的確性、実現性
-----------	--------------------------------

	③見積額の妥当性
業務の実施体制	④業務担当者の専門性, 実績 ⑤実施体制の妥当性
業務の実績	⑥過去の同種又は類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局

茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課指導グループ

〒310-8588 水戸市笠原町978番6

電話 029-301-5280 F A X 029-301-5289

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和2年2月27日(木)から令和2年3月11日(水)まで

イ 交付先

(1)の担当部局に同じ。

なお、交付を希望する場合は、(1)の担当部局あて事前に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和2年3月12日(木) 午後5時必着

イ 提出先

(1)の担当部局に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(送付記録の残るもの)に限る。

5 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) 提出された企画提案書について、ヒアリングを行うことがある。

(6) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(7) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

(8) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(9) 当該公告に基づき生じた権利義務は、茨城県議会において令和2年度当初予算案が否決された場合は効力を失う。

(10) その他詳細については説明書による。

訓 令

(県 議 会)

茨城県議会訓令第 1 号

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日

茨城県議会議長 森 田 悦 男

政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する訓令
政治倫理の確立のための茨城県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程 (平成 7 年茨城県議会訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 5 号までの規定中「平成」を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

令和元年11月15日付け茨城県報号外第32号中次のとおり誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から 2 行目	12年茨城県規則第 9 号	12年茨城県条例第 9 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)